

河津町過疎地域持続的発展計画

自 令和3年度

至 令和7年度

静岡県河津町

目 次

第1 持続的発展に関する基本的な事項

(1) 河津町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展の基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価	9
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

第2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	11
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	13
2 産業の振興	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	15
(3) 計画	17
(4) 産業振興促進事項	17
(5) 公共施設等総合管理計画との整合性	17
3 地域における情報化	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	18
(3) 計画	19
(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	19
4 交通施設の整備、交通手段の確保	20
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	20
(3) 計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	22

5	生活環境の整備	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	24
(3)	計画	25
(4)	公共施設等総合管理計画との整合性	26
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	28
(3)	計画	29
(4)	公共施設等総合管理計画との整合性	29
7	医療の確保	30
(1)	現況と問題点	30
(2)	その対策	30
(3)	計画	30
(4)	公共施設等総合管理計画との整合性	30
8	教育の振興	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	計画	32
(4)	公共施設等総合管理計画との整合性	32
9	集落の整備	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	33
(3)	計画	33
(4)	公共施設等総合管理計画との整合性	33
10	地域文化の振興等	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	34
(3)	計画	34
(4)	公共施設等総合管理計画との整合性	34
11	再生可能エネルギーの利用の推進	35
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	35
(3)	計画	35
(4)	公共施設等総合管理計画との整合性	35

12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	36
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	36
(3)	計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画との整合性	37
	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	38

第1 持続的発展に関する基本的な事項

(1) 河津町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況

自然条件の概況

本町は、東西 13.7km、南北 14.7km で総面積 100.69km² であり、伊豆半島の南端に近い東海岸に位置している。南東方向は相模灘に面し、東は東伊豆町、南は下田市、北は天城山を境に伊豆市、西は天城の国有林を境に伊豆半島西海岸に位置する松崎町・西伊豆町と接している。

町域は、総面積の 83% を山林・原野が占めていて、北側には標高 800 m 以上の天城の山々が連なっている。

町の中央部を北西から南東に流れる河津川の流域には平野部が広がり、海に向かって開けた地勢であり、特に川の上流には、寄生火山から流出した溶岩が各所に流れ込み、大滝など数多い滝を作り出しているほか、温泉も豊富に湧き出しており、観光資源として活用されている。

また、海岸部も今井浜海岸や菖蒲沢海岸といった自然豊かな海岸美を誇り、海と山の織り成す素晴らしい自然景観が河津町の特徴といえる。

歴史的条件の概況

本町の歴史は古く、数多く発見されている遺跡により縄文時代から人々が住んでおり、平城京跡から出土した木簡に「かわづ」の地名が記されている。

江戸時代には、伊豆が幕府の直轄領になったことや地形から海上交通の要衝として発展し、現在においても各地に伝統芸能が継承され、保存されている。

明治時代に入り、廃藩置県により当初は菫山県とされていたが、明治 9 年第二次府県統合により静岡県となった。明治 22 年の町村制の施行により 6 ヶ村が合併し上河津村に、9 ヶ村が統合し下河津村となり、昭和 33 年 9 月に上河津村と下河津村が合併し、現在の河津町となった。

社会的条件の概況

本町は、鉄道、国道、県道等が集まり、伊豆半島の交通結束地となっている。公共交通として、町内に鉄道とバスが走り、鉄道の駅は今井浜海岸駅と河津駅があり、東京駅とは約 2 時間半で結ばれている。広域道路網として、天城山側は国道 414 号が通り、相模湾に面した海側には、国道 135 号が通っており、本町へのアクセスに欠かせない道路となっている。

経済的条件の概況

本町の基幹産業は、第1次産業と第3次産業である。第1次産業の農業はわさび、柑橘類をはじめ、カーネーションやポインセチアなどは県内有数の産地である。しかし、現在では専業農家よりも兼業農家の戸数が増えるなど、担い手不足の課題も抱えている。

第3次産業の観光業は、豊かな自然や温泉といった観光資源により、以前は夏の海水浴シーズンが中心であったが、平成3年から開催されている「河津桜まつり」により通年での滞在型観光への転換を図っている。

本町の商工業事業者の大半は小規模の事業者であり、経営者の高齢化や人口の減少などの影響を大きく受けている。工業では事業所・従事者ともに経済センサス調査では微増が見られるが、今後は他産業との連携による新たな取り組みを図っていく必要がある。

イ 過疎の状況

本町の総人口は、昭和30年から昭和35年及び、昭和45年から昭和50年にかけて増加したものの、昭和50年以降は人口減少が続いており、平成27年の人口は7,303人である。年齢別の人口割合では、「0～14歳」「15～64歳」の減少が続いているのに対し「65歳以上」の割合が増加しており、平成27年には39.8%が老年人口になっている（平成27年国勢調査）。

進学や就職を理由とする若年層の町外への流出が目立ち、この状況は今後も続くことが想定されており、町として人口減少に歯止めをかける戦略的施策が求められている。また、この状況が財政力の乏しさに拍車をかける状況が続いていることから令和3年度より過疎地域指定を受け施策を講じていく。

ウ 社会経済的発展の方向と概要

本町は多くの観光資源に恵まれ、観光地として発展してきた。近年では、河津桜により、世界的にも有名な桜の名所として知られ、河津桜まつりは、本町だけでなく、伊豆半島全体に大きな経済効果をもたらすイベントへと発展した。

しかしながら、本町に限らず、伊豆半島全域で交通網の整備が課題となっており、一部開通するなど工事が進んでいる伊豆縦貫自動車道の早期全面開通が求められる。

その一方で全面開通することに伴い、本町が通過点となり下田・南伊豆にアクセスできるようになるため、「河津町に行きたい」と思ってもらえる取り組みが必要である。今後の地域づくりにおいては、本町にある様々な資源と観光・農林水産業等のコラボレーションにより年間を通じて活気ある地域づくりとそれを盛り上げる人材が住みやすい社会の構築が求められている。

そのためには河津町第5次総合計画、第2期河津町まち・ひと・しごと

創生総合戦略など既存計画と整合性を保ちつつ、地域振興・社会資本の計画的な整備と維持管理を実施する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

表1-1(1)のとおり、昭和35年から平成27年の人口の動きをみると、人口減少の状況が顕著に表れている。減少率は平成27年を昭和35年と比較すると30.7%であり、平成27年以降も毎年徐々に減少を続けている。

人口構成をみると15~29歳の若年層の割合は昭和35年時点で20.7%であり、平成27年には8.0%と著しく減少している。これに対し、65歳以上の高齢者比率は昭和35年には8.7%であったのに対し、平成27年には39.8%を占めている。このことから本町は急速な人口減少と高齢化が進んでいるといえる。

イ 産業

産業人口は表1-1(4)のとおりであり、昭和55年には観光業を主とする第三次産業が53.4%と半数を占めていた就業人口比率は、平成27年には第一次産業13.3%、第二次産業13.5%、第三次産業73.3%となっている。昭和55年には29.6%であった農業・漁業を中心とした第一産業の就業人口比率が減少しており、今後も第三次産業への依存度が高い状態が続くことが予想される。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年			昭和50年			平成2年		平成17年		平成27年	
	実数(人)	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	
総数	10,547	9,772	92.7%	9,118	93.3%	8,303	91.1%	7,303	88.0%			
0歳～14歳	3,280	2,098	64.0%	1,454	69.3%	971	66.8%	793	81.7%			
15歳～64歳	6,351	6,343	99.9%	5,834	92.0%	4,791	82.1%	3,600	75.1%			
うち15歳～29歳(a)	2,184	1,771	81.1%	1,259	71.1%	824	65.4%	587	71.2%			
65歳以上(b)	916	1,328	145.0%	1,830	137.8%	2,541	138.9%	2,910	114.5%			
(a)/総数 若年者比率	20.7%	18.1%	87.5%	13.8%	76.2%	9.9%	71.9%	8.0%	81.0%			
(b)/総数 高齢者比率	8.7%	13.6%	156.5%	20.1%	147.7%	30.6%	152.5%	39.8%	130.2%			

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年4月1日		平成17年4月1日		平成22年4月1日	
	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)
総数	8,869		8,533		8,186	
男性	4,260	48.0%	4,099	48.0%	3,925	47.9%
女性	4,609	52.0%	4,434	52.0%	4,261	52.1%

区分	平成26年4月1日			平成28年4月1日			平成30年4月1日		
	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)
総数 外国人住民を除く)	7,784		97.6%	7,543		96.9%	7,295		96.7%
男性 外国人住民を除く)	3,756	48.3%	95.7%	3,649	48.4%	97.2%	3,548	48.6%	97.2%
女性 外国人住民を除く)	4,028	51.7%	94.5%	3,894	51.6%	96.7%	3,747	51.4%	96.2%
総数(外国人住民)	28			35			44		
男性(外国人住民)	7	25.0%		12	34.3%	171.4%	12	27.3%	100.0%
女性(外国人住民)	21	75.0%		23	65.7%	109.5%	32	72.7%	139.1%

表 1-1 (3) 人口の見通し (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略掲載値)

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年	2075年	2080年	2085年	2090年	2095年	2100年
総数	7,303	7,000	6,071	5,512	5,075	4,586	4,154	3,856	3,755	3,529	3,211	2,992	2,856	2,769	2,674	2,576	2,474	2,382
0~4歳	217	183	253	247	359	390	427	382	325	272	250	220	196	178	158	140	122	108
5~9歳	275	205	187	155	131	126	114	443	396	337	282	259	228	203	184	164	145	127
10~14歳	301	259	203	185	154	130	126	113	440	393	334	280	257	226	202	183	162	144
15~19歳	250	215	186	146	133	110	93	91	81	316	283	241	202	185	163	145	132	117
20~24歳	127	130	119	104	82	74	62	52	50	45	176	157	134	112	103	91	81	73
25~29歳	210	165	178	163	143	114	104	87	73	71	64	248	222	188	158	145	127	114
30~34歳	244	220	177	191	175	155	125	114	95	80	78	70	271	242	206	173	158	139
35~39歳	365	233	230	186	202	186	165	133	121	101	85	83	74	288	258	219	184	169
40~44歳	456	347	227	226	182	198	182	162	130	119	100	83	81	73	282	253	215	180
45~49歳	442	428	331	217	215	174	189	174	155	125	113	95	79	77	70	270	242	206
50~54歳	427	426	423	326	215	213	173	188	172	153	124	112	94	79	77	69	268	240
55~59歳	440	409	427	425	329	217	215	174	189	174	155	124	113	95	79	77	70	270
60~64歳	639	431	408	428	425	329	218	216	175	190	175	156	125	114	96	80	78	70
65~69歳	774	610	419	398	420	417	323	214	212	172	186	172	153	123	112	94	78	76
70~74歳	655	721	565	390	373	394	391	303	201	199	161	175	161	144	115	105	88	73
75~79歳	510	594	652	512	355	340	361	359	279	184	182	148	160	148	132	105	96	81
80~84歳	445	416	497	551	432	302	293	310	309	240	157	157	126	137	128	114	90	83
85~89歳	328	316	305	373	420	329	233	227	239	240	187	121	121	97	106	99	89	69
90歳以上	198	267	284	289	330	388	360	115	112	118	119	93	59	60	47	52	50	45

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和55年	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,798人	4,879人	101.7%	4,825人	98.9%	4,993人	103.5%	4,582人	91.8%
第一次産業 就業人口比率	29.6%	26.6%	/	20.4%	/	18.4%	/	16.2%	/
第二次産業 就業人口比率	17.1%	16.1%		16.1%		16.7%		15.1%	
第三次産業 就業人口比率	53.4%	57.3%		63.5%		64.9%		68.6%	

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,272人	93.2%	3,927人	91.9%	3,598人	91.6%
第一次産業 就業人口比率	14.7%	/	13.2%	/	13.0%	/
第二次産業 就業人口比率	14.0%		13.6%		13.5%	
第三次産業 就業人口比率	71.2%		72.9%		73.3%	

(3) 行財政の状況

ア 行財政

行財政改革の一環として、組織の再編や定員管理を進めている。その一方で、団塊世代の定年に伴う新規人材の採用等を行ってきた。また、行政へのニーズは多様化しており、職員一人ひとりが担う職責が大きくなっているのが現状である。このため、人材育成と庁舎内横断的な業務分担による事業実施体制の構築を推進する。

財政面においては、収入の多くが国・県の政策によって左右される不安定な状況にあり、本町独自の施策を展開するための自主財源が乏しいため、補助金等を活用した事業展開が必要になる。今後は安定した自主財源の創出が求められている。

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	3,969,122	4,555,472	3,883,177
一般財源	2,695,460	2,773,364	2,685,690
国庫支出金	256,555	330,025	287,999
都道府県支出金	216,650	271,289	206,015
地方債	263,000	280,723	173,188
うち過疎対策事業債	-	-	-
その他	537,457	900,071	530,285
歳出総額B	3,774,085	4,248,302	3,777,982
義務的経費	1,388,634	1,316,705	1,364,354
投資的経費	330,870	488,689	288,167
うち普通建設事業	330,035	488,689	243,143
その他	2,054,581	2,442,908	2,125,461
過疎対策事業費	-	-	-
歳入歳出差引額C (A-B)	195,037	307,170	105,195
翌年度へ繰越すべき財源D	8,706	14,214	40,782
実質収支 C-D	186,331	292,956	64,413
財政力指数	0.389	0.384	0.444
公債費負担比率	16.1%	12.5%	12.7%
実質公債費比率	11.3%	5.7%	5.9%
起債制限比率	7.3%	-	-
将来負担比率	50.0%	15.0%	43.2%
地方債現在高	3,656,859	3,317,448	2,901,965

イ 施設整備水準

本町は、従来の産業振興の基盤整備、生活関連施設の整備、教育、医療、福祉及びコミュニティ施設などの整備に努めてきた。

町道の舗装率は県平均と比べ下回っており、改良率に関しては大きく下回っている。また本町の道路は山間地域や海岸線にあり、地形上の問題から迂回路の整備が困難である。このため、地域住民の生活道路は限定されており、災害時などを想定した道路整備が求められる。

病院、診療所の病床数は、平成 24 年に伊豆今井浜病院が本町に開業したことで、人口千人あたりの病床数は開業前よりも大幅に改善された。しかし、救急医療体制は充分とはいえず、救急医療の充実とドクターヘリ体制の維持を図っていく必要がある。

区 分	昭和55年 度末	平成2年 度末	平成12年 度末	平成22年 度末	令和元年 度末
市町村道					
改良率 (%)	-	-	-	33.22	34.21
舗装率 (%)	-	-	-	78.94	79.22
農 道					
延 長 (m)			4,296	10,183	10,183
耕地1ha当たり農道延長 (m)					
林 道					
延 長 (m)	3,794	4,971	6,239	6,239	7,943
林野1ha当たり林道延長 (m)					
水道普及率 (%)	-	-	-	100	99.9
水洗化率 (%)	-	-	-	97.4	97.3
人口千人当たり病院、診療所の病床 数 (床)	-	21.3	21.6	23.4	47.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は伊豆半島の東海岸に位置しており、伊豆の交通の分岐点として機能しており、古くからの伝統や文化も色濃く残っているだけでなく、自然環境にも恵まれている。河津桜をはじめとする自然が織りなす風景、温泉、文学、歴史など魅力あふれる資源を生かしたまちづくりを行ってきた。

本町はこれらの特性を生かし、第1次から第5次にわたり河津町総合計画を策定し、計画に基づきまちづくりを進めてきた。

しかし、若年層の進学・就職による流出や少子高齢化に伴う人口減少の進行、自然環境や景観の悪化が深刻になっている。また、近年の新型コロナウイルス感染症に伴う観光業の低迷等、様々な課題が山積みになっているのが現状である。

今回、過疎地域の指定を受けたことを地域再生の新たな契機と捉え、河津町第5次総合計画で掲げている「住みたい・来たいまち河津」の実現に向けて以下の6つの基本方針に基づき、持続的な地域づくりを進めていく。

基本方針1 地域資源を活かし、魅力と活力あふれるまちづくり

観光を産業の軸としながら「花のまち河津町」による交流人口の増加を図り、第一次産業との連携による河津ブランド化の推進等、新たな魅力や価値観を生み出し、多くの人を訪れ、にぎわいと活力のあるまちづくりを図る。

基本方針2 健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり

いつまでも住みなれた地域で暮らし続けるためには、保健・福祉の充実が不可欠である。安心してライフステージに沿った生活を営み、子どもから高齢者まで、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを進めていく。

基本方針3 郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり

地域の伝統を大切にしながら、本町の誇れる歴史文化の保全・継承に努めるとともに、スポーツに親しむことで一人ひとりの個性が輝く教育、文化・スポーツのまちづくりを目指す。

基本方針4 豊かな自然と共生し、快適で利便性のあるまちづくり

美しい自然の恩恵を享受しながら、計画的な土地利用のもと、伊豆縦貫自動車道を基軸とした道路ネットワークの整備を促進し、生活基盤を維持するとともに、必要な整備を行い、地域全体が快適に過ごせるまちづくりを図る。

基本方針5 だれもが住みよく、安心・安全に暮らせるまちづくり

町民自身の危機意識の向上に努め、町民の安全を守る防災・減災・防犯・交通安全の取り組みにより、誰もが安心して安全に暮らすことができる町を目指す。

基本方針6 情報共有で、住民と行政が協働するまちづくり

情報発信や対話といった広報・広聴機能をより充実させ、ICTの活用やIoTの導入、AIを活用したシステムなどにより、地域コミュニティとの情報共有や連携を強化し、町民・地域・行政をはじめ、他自治体との連携等、様々な形での協働を確立する。

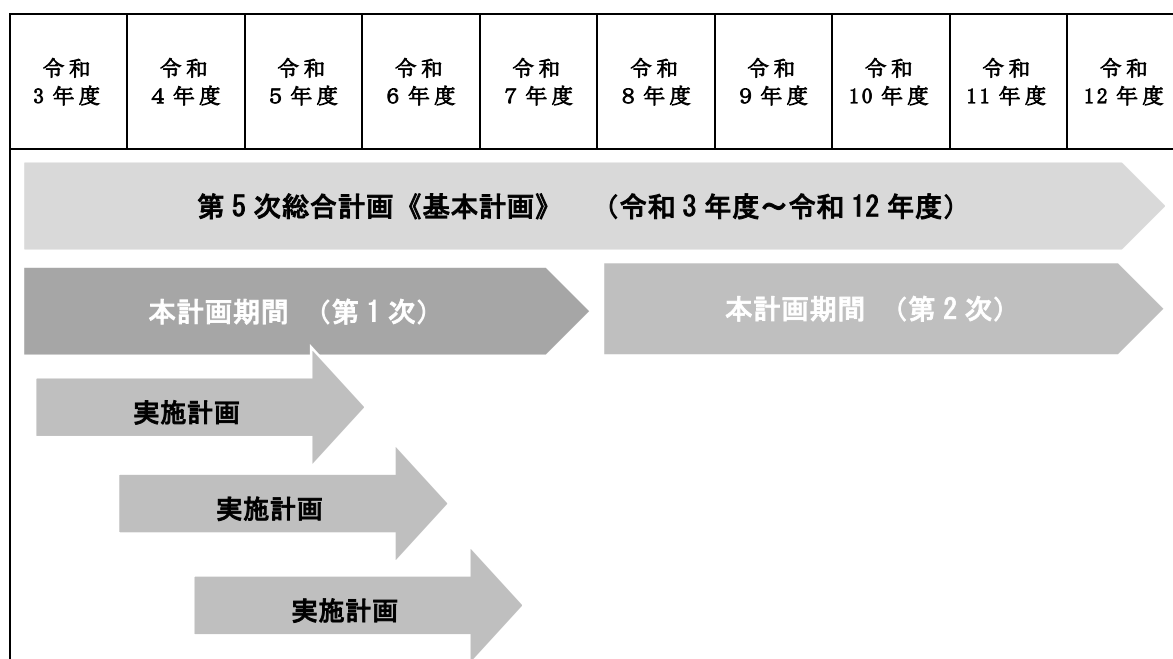
(5) 地域の持続的発展の基本目標

基本方針で記載したとおり、本町総合計画を町政の基軸と捉え、計画期間内は、本町総合計画に沿って作成された河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略第2期で示している重要業績評価指数を本計画の評価基準に置くことにより、関係人口の創出や人口増減の見直しを計画的に取り組むことができる。また、財源確保の取り組みとして実施しているふるさと納税等により、目標達成のために必要な財源の確保として、計画的な運用を行っていく必要がある。

このため本計画のために新たな基本目標を掲げるのではなく、本町総合計画に掲げる基本目標と同様と考えることにより、人口減・税収難の施策をぶれることなく実施する。

(6) 計画の達成状況の評価

本計画の達成状況の評価については、河津町第5次総合計画に沿って実施する。基本目標に基づく施策を3年計画で実施し、ローリング方式により毎年度見直し、予算と連動させ、施策を具体化させることで、毎年度達成状況の評価し、公表するとともに見直しを図る。



(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

河津町公共施設等総合管理計画の定められた公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

本町の公共建築物は、計画的に修繕・改善が実施されていないことから、町民のニーズに対応しながら適切な維持管理及び計画的な修繕・改善を行う必要がある。

また、昭和 54 年度から昭和 58 年度の 5 年間に、学校施設を中心に、多くの建物が集中して建設されたため、今後の更新時期が集中することが予想され、一時期に多額の費用が必要となり、長期的な対応を検討する必要がある。

なお、所管する担当課がそれぞれ施設の維持管理を行っていることから、点検や診断方法が様々で、施設管理の水準が統一されていないことから、適切な維持管理を進めるうえで公共施設総合管理計画が必要である。

イ 過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画の整合

本計画において、人口減少対策や産業振興対策などの活性化に向けて必要な施策を重点的に盛り込むものであるが、施設の整備に当たっては、上記の考え方に基づき本町の公共施設の品質、保有量及び管理費の適正化に取り組むことを通して、将来的にわたり町の財政の健全な運営を確保しつつ、持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進する。

第2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア 移住定住

本町の定住人口（総人口）は減少しており、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年の国勢調査の人口に基づき、人口減少抑制の政策を全く取らないケースとして公表した令和12年における本町の人口は5,392人と推計されている。

人口減少は、町民の生活利便性や活力の低下、地域コミュニティの機能低下など、様々な場面で影響を及ぼすと考えられる。

自然増減に関しては、増減はあるものの減少の状態が約25年推移している。これに対して社会増減は年によって増加と減少を繰り返している。平成17年からは社会増減のバラツキが顕著に表れているが平成28年以降は、自然減が100人を超えるペースとなっているが、社会増減に関しては毎年20人の間で推移している。

最盛期に100万人が来場していた河津桜まつりだが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の来場者数は6割程度の約52万人に留まり、令和3年は始まって以来初めて中止となったことなどにより、観光交流人口等の減少も顕著に表れている。

イ 人材の育成

人口減少や高齢化の進行に伴い、地域社会の担い手不足が如実に現れ、集落としての機能低下・住民個人の生活の質の低下が起きぬよう互いに支え合いの取り組みや、地域住民が多様な地域資源に興味と理解を示し、協働して保存・活用を進める施策を講じる必要がある。

ウ 地域間交流の促進

県や他の団体と連携しながら都市部からの移住促進事業を展開しており、年間複数世帯の転入を支援しているが、働く場の確保が難しく課題となっている。

また、姉妹都市である長野県白馬村や防災協定を締結している東京都渋谷区と、都市と農村交流事業を実施している。

(2) その対策

ア 移住定住

子育て支援、移住・定住化施策や地域活性化の取り組み等により、合計特殊出生率・出生数の向上と社会移動率の低減に努め、できる限り人口減少を緩和するよう施策を講じる。

With コロナ・After コロナの時代においても、安心安全な観光地として、町外の多くの人々が本町を訪れることが町の活性化にも繋がるため、河津桜まつりの観光客をはじめ、観光交流人口の増加に努める。

近年では、リモートワークが推進されたことで、都市部で生活していた人たちが場所を選ばずに仕事を続けられる時代になってきたことや、依然として田舎暮らしへの関心の高まりも続いている。首都圏などから本町への人流を増やし、若者等新たな活力を町内に呼び込む施策として、ワーキングスペースの拠点整備やチャレンジショップの運営等を積極的に行う。また、事業承継や移住先として本町を選択していただけるような本町の魅力発信や積極的な受け入れ態勢の整備を図り、関係人口の拡大と新たな人流をつくる。

イ 人材の育成

地域コミュニティの維持が困難になることが予想され、町内で担える人材確保と育成が急務である。

このため、今後地域おこし協力隊・地域プロジェクトマネージャーや集落支援員など地域活性化の役割を担う人材を確保し、連携を推進していく。

また、交流拠点施設を地元住民と都市住民の交流の拠点とし、地域課題への対応や地域活性化の手法などの情報交換を通じて、地域を担う人材の育成を行う。

ウ 地域間交流の促進

今後も、継続した移住促進事業を実施していくほか、お試し移住事業や交流拠点施設事業としてチャレンジショップの運営等、地元住民と都市住民の交流事業を推進する。

また、賀茂地区1市5町による広域での取り組みによる、ワーケーション等推進事業の促進を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	移住・定住	空き家バンク推進事業	河津町	
	地域間交流	ふじのくにフロンティア推進エリア 事業 都市と農村交流事業 交流拠点施設推進事業 地域活性化事業	河津町 河津町 河津町	
	人材育成	地域おこし協力隊事業 地域プロジェクトマネージャー制度 集落支援員制度	河津町 河津町 河津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、適切に実施する。

2 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア 農業

本町では、荒廃農地の増加や、農道・用排水施設等の老朽化により、農業生産基盤における課題が挙げられる。

特産であるわさびや花卉、柑橘等は、町をあげて生産・加工を支援し、町内外にPRしている。また、ジャムや香水等の花卉加工品の6次産業化、ブルーベリー観光農園を支援するなど、農業と他産業との連携を進めている。農業従事者の所得向上につながる主要作物のブランド化等により販路拡大に取り組むことが必要である。

また、農業に適した土地がある反面、有害鳥獣による食害、自然災害や異常気象による不作などの外的要因による収入の不安定さや、生活基盤が整わないなどの問題が挙げられる。また農業従事者の高齢化や後継者不足など今後の担い手不足が大きな課題となっている。

イ 林業

上流側となる町の北西部には天城国有林、中央・南東部には民有林が広がり、良好な自然環境・景観の創出、二酸化炭素の吸収、水源かん養、土砂流出・崩壊などの災害防止、木材生産、観光レクリエーション活動の場など、様々な役割・機能を担っている。

森林の適正な維持・管理のもと、豊かな自然環境の保全を図るとともに、町民や観光客が気軽に自然にふれあうことができ、やすらぎや癒しを感じることができる場として有効利用を図ることが必要である。

また、生活環境の保全のためには、森林の間伐等の適正な維持・管理・保護が必要である。しかし、従事者の不足も相まって、十分な管理ができておらず、荒廃した森林や竹林の拡大、及び有害鳥獣被害が問題となっている。

ウ 水産業

本町の漁業は、平成30年の漁業センサスによると、漁業経営体数は27で、主に近海での刺し網漁や釣漁、採貝などによる、伊勢海老やあわび、さざえ等である。河津川では特産のモクズガニやアユがそれぞれ漁獲でき、町民や観光客の味覚も楽しませている。

しかし、自然環境の変化等により、漁業資源は減少傾向にあり、今後は乱獲防止と稚魚の放流等で漁業資源の保全・育成に努める必要がある。

また、漁業基盤である施設や設備等が老朽化しており、安定した漁業を継続するための改善や改修などが求められている。

エ 商工業

商業は、平成 28 年の経済センサスによると、商業事業所数は 308 事業所、従業員数は 787 人であり、本町の商工業者の大半は中小規模の事業者である。その活力の低下は、町内の雇用機会の縮小など地域経済の衰退にもつながることから、商工会と連携して、経営の安定化や付加価値向上などによる経営体の強化が必要と考える。

また、商業においては、人口減少により購買力が低下していることに加え、町外への買物客の流出、さらに経営者の高齢化が進む一方で、事業の将来性などから、事業継承を見送るなど、特に古くからの個人商店を中心とする小規模店舗の廃業が散見される。こうした商業環境の変化への対応と地域に根ざした商店経営が求められており、その支援が必要となっている。

工業においては、事業所・従業員ともに減少傾向にあるが、近年の工業統計調査・経済センサス調査では微増している。地場産業が中心となるため、本町らしさを活かした特産品の加工や商品開発など、他産業との連携の中から、新たなものを生み出していく取り組みが必要となっている。

オ 観光業

本町は、海・山・川の自然や花、温泉、食材など多くの魅力に恵まれている。しかし現状では、「河津桜まつり」期間中や夏の海水浴シーズンなどの限られた時期に来訪者が集中する傾向である。

河津桜まつりは伊豆半島で行われる最大級のイベントであり、開催期間中の 1 か月間で 100 万人近い観光客が国内外から本町を訪れている。

また、河津桜だけでなく、バラやカーネーションといった花のまちづくりに取り組んでおり、公共施設や観光施設、街路灯等を花で彩り、訪れた観光客へ「花でおもてなし」を推奨している。今後も花をテーマに、町内の他産業とも連携し、観光振興・交流を推し進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 農業

農地や農道、用排水施設等の農業生産基盤について、老朽化の状況等を踏まえ、受益者が主体となった適正な維持管理や補修・更新に対する支援を図るとともに、新規作物の導入など付加価値の高い作物、農作業用道路など作業環境の向上、作業の効率化・軽作業化などを推進することで、担い手不足の解消を図る。

また、農作物を猿・猪・鹿などの鳥獣害から守るため、引き続き、行政、農協、猟友会、農家等の協働による捕獲対策や、電気柵等の設置に対して支援を行う。

イ 林業

森林保全・育成として、林野巡回などによる火事の防止、計画的な間伐、治山事業の促進による森林の維持・管理・保護に努め、森林の持つ二酸化炭素吸収機能、水源かん養機能などの公益的諸機能を維持する。

また、町・森林組合・林業諸団体が一体となり、町産材の地産地消を推進するとともに、特用林産物の栽培技術の向上や流通販売の支援、加工施設の整備、間伐材や竹の有効利用、林業技術の普及を図る。

森林環境譲与税を活用した森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を図る。

ウ 水産業

つくり育てる漁業を促進するとともに、魚介類の放流を進め、沿岸漁業・内水面漁業の振興を図る。

静岡県漁業調整規則の徹底により乱獲防止を図り、稚魚放流の推進によって、水産資源の保護・育成に努める。

施設の保全計画を策定し、施設の適切な維持管理により施設の長寿命化に努める。

エ 商工業

商工会と連携し商業診断、経営指導の充実を図り、経営体質の改善と経営基盤の強化を促進するとともに、各種融資制度の周知と活用を促し、さらなる経営体質の強化を図る。

特産品の開発や加工を促進し、観光客を対象とした地域の農産物や特産品を販売する店舗づくりをするなど、河津町らしさを活かした商工業の振興を図る。

また、起業支援により、新たな産業サービスの開発に努め、地域に定着することで、まちの魅力やエリアの集客力の向上を図る。

オ 観光業

河津桜まちづくり計画に基づき、まつり会場を町内各地に分散化し、それぞれの会場で特徴あるイベント等を行うことで、観光客の回遊性の向上を図り地域が一体となり充実したまつりとして育てる。これに並行して河津川沿いの河津桜並木を後世に渡って引き継いでいくために、桜並木を維持するための河川整備や堤防後背地の活用を検討する。

また、地域が一体となり花いっぱいの地域づくりを進め、河津バガテル公園や河津桜を含めた花によるおもてなしなど、本町の魅力を効果的に伝える観光PRやプロモーション活動を図る。

広域観光の推進については、伊豆半島の観光・産業振興を広域で推進していく一般社団法人美しい伊豆創造センターと連携し、観光宣伝共同イベント・案内の強化を行うとともに、伊豆縦貫自動車道を活用した周遊型観光ルート設定も行い、新たな観光ルートの造成を図る。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業 の振興	(1) 基盤整備 農業	農業農村整備事業	河津町	
	(2) 漁港施設	下河津漁港海岸護岸整備事業 下河津漁港水産基盤整備事業	河津町 河津町	
	(9) 観光又はレク リエーション	河津バガテル公園施設改修事業 観光温泉施設改修事業 観光施設整備事業 I C 周辺整備事業	河津町 河津町 河津町 河津町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	第 1 次産業	伊勢海老等放流事業	河津町	
商工業 ・ 6 次産業化	河津桜切り枝事業 食用バラ試験栽培事業	河津町 河津町		
観光	河津桜まつり運営事業	河津町		
企業誘致	企業誘致事業	河津町		
その他	ふるさと納税返礼品事業	河津町		

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
河津町全域	製造業、旅館業、 農林水産物等販売 業、情報サービス 業等	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	

※当該業種の振興を促進するために行う事業の内容は、(2)、(3) のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光施設として、河津桜観光交流館や見高地域振興施設「舟戸の番屋」、踊り子温泉会館、河津平安の仏像展示館など合計 11 施設があり、本町は観光の町でもあることから観光施設は重要な施設です。そのため、適宜修繕を進め、適切に維持管理を行う。

また、公園施設として、河津バガテル公園や峰温泉噴湯公園など合計 4 施設があり、これらの施設も観光施設としての機能も備えてあることから、適切に維持管理を実施する。

3 地域における情報化

(1) 現状と問題点

本町は、町内において光ファイバー網の整備が行われているが、民間の情報通信基盤の普及が遅れている。

住民生活や地域社会における情報環境の整備はもとより、今後の企業誘致や産業振興の推進にあたって、必要な基盤整備が求められている。

また、ワーケーション等の推進からも、移動端末による情報収集や情報発信、リモートワーク等を行っているが、町内においてはWi-Fi環境に制限がある

ことから、当たり前の環境としてその整備が求められている。

町民にとって住みやすい町であり続けるためには、町民に行政情報を適切な方法で提供し、町民が行政について知ることができる環境が整っている必要がある。

本町における行政情報の提供は、印刷物の「広報かわづ」(月1回発行)や議会だより(年4回発行)、回覧版、イベントガイドかわづ等で行っており、町HPにも同様の内容を掲載している。近年では、ツイッターやインスタグラム、YouTubeを活用し、広く町の情報を提供している。

双方向のやり取りが可能なSNSの普及が、これまでの情報発信の在り方を大きく変えており、今後も新たな情報通信技術の進展に対応した効果的・戦略的な広報活動が求められている。

また、我が国の情報技術を有効に活用することで、町民や観光客の利便性の向上、サテライトオフィスやワーケーションを誘致する際には、情報化が進んでいることが誘致の成否にも関わる重要な項目となることから、無料Wi-Fiなど情報インフラの環境整備を進めることが必要である。

(2) その対策

情報化の進展は、地域の活性化に重要な役割を持つとともに、地域住民の教育文化水準の向上、地域情報の発信のためにも欠かせないものである。

光ファイバー網やWi-Fi環境による情報ネットワークについては、日常的な活用はもとより企業誘致、移住促進等の多様な面においても必要なものであるため、需要を的確に把握し、整備を推進する。

また、情報公開条例に基づき、町民の知る権利を保障し、開かれた町政の実現を目指すとともに、情報公開を推進するため文書管理体制の充実を図る。

広報かわづや町のHPについては、内容のわかりやすさ・見やすさなどに配慮し、紙面の充実と各種SNSの内容の充実を図る。

また、わたしの声や町政地区懇談会など、町民の声を聞く手段や機会を拡充し、広聴機能の充実に努める。

情報インフラの環境整備については、デジタル化を推進していくとともに、CATVの普及に努め、来訪客等の利便性向上については、公共施設や観光地の公衆無線LANなどICT環境の整備を推進する。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域 における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のための 施設			
	有線テレビジョン放送 施設	地域情報通信基盤整備事業	河津町	
	防災行政用無線施 設	防災施設整備事業	河津町	
	その他の情報化の ための施設	コミュニティFM送信所整備事業	河津町	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	その他	コミュニティFM情報発信事業	河津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、適切に実施する。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 公共交通

公共交通は、電車、バスが運行されている。電車は、東京と河津を約2時間半で結ぶ直通電車が運行されており、本町の観光を支えている。

しかし、少子高齢化等で地元利用の減少が進んでおり、バスの運行についても一部、路線バスがあるものの自主運行バスにて基幹交通を維持している状態であるため、町が毎年多額の負担をしているのが現状である。

また、町で運行している町営バスは、町民の生活に合わせた路線の増設等、利便性の向上を図っていく必要がある。

イ 国、県道及び町道

本町の道路網は、海岸沿いに国道135号と天城越えルートの国道414号が基幹道路となっており、現在工事中の伊豆縦貫自動車道「河津下田線」をはじめとする幹線道路の整備が進んでおり、町内及び他市町との円滑な交通確保が期待される。

伊豆半島は観光業が主要産業で多くの観光客が訪れる一方、半島という性質上、通行できる道路に限りがあり、交通渋滞が頻発する問題がある。伊豆縦貫自動車道の全区間開通による渋滞緩和や観光客増加、災害時のライフラインの確保等の様々なメリットが見込まれることから、広域的な道路ネットワークの整備の実現に向け、継続して国・県に要望していく必要がある。

また、町内道路や橋梁は建設からかなり年数が経過しており、老朽化による破損や安全性の低下がみられ、修繕や改良、改築が必要なものが多くあるため、事業費や破損状況に応じて、効率的・段階的に維持補修を進めていく必要がある。

ウ 農道及び林道

農道及び林道は、農林業を支える基盤であるほか、集落内の生活道路であるなど多様な機能を有しているが、未舗装の箇所や災害に弱いなど問題もあり、効果的な整備と維持管理を行う必要がある。

(2) その対策

ア 公共交通

電車は、災害等の対応や安全対策のため、電車等安全輸送設備の整備や老朽化した施設の改修に対する支援を実施する。

バスは、高齢者による免許返納による交通弱者や地域住民、児童・生徒の交通手段の確保、環境面への配慮からも存続の必要性が高いため、利用者の推移や小学校統合等の計画を見据えつつ、地域の特性や実情に応じた

公共交通体系を検討し、利便性向上を図る。

交通空白地域については、自主運行バスや町営バス事業を実施し、生活交通の維持・確保に努めるとともに、収支改善に向け効率化と利用促進を図る。

イ 国、県道及び町道

伊豆縦貫自動車道については、各種団体と連携し、早期完成に向け要望していく。

幹線道路整備として、伊豆縦貫自動車道へのアクセス道路となる国道、県道の整備を要請する。また、市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を進め、特に町道浜峰線については、町の中心道路として優先的に整備を進める。

また、道路ストック総点検及び河津町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町が管理する道路・橋梁の適切な維持管理を行い、道路・橋梁の長期的な利用を促進する。

ウ 農道及び林道

農道及び林道については、受益者の金銭的な負担軽減なども考慮しつつ、整備による生産性の向上のため、修繕や原材料支給などによる日常的な維持管理と長寿命化に向けた保全管理計画に基づく計画的な維持管理を実施する。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通 施設の整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	町道改良事業	河津町	
	橋梁	町道維持修繕事業 橋梁長寿命化維持修繕事業	河津町 河津町	
	その他	津波避難路側溝改修事業	河津町	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	公共交通	公共交通確保対策事業	河津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

町道は、職員による点検・見回りの他に、町民からの情報提供も役立て、早期対応必要箇所が発見に努める。

農道・林道は、今後老朽化に伴い維持管理費の増大が予測されることから、職員による点検・見回りの他に、町民からの情報提供を役立て、早期対応必要箇所が発見に努め、適宜修繕を実施する。

橋梁は、平成 25 年 3 月に橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、5 年サイクルで近接目視点検が義務付けられていることから、委託業者と職員による点検を行い、早期対応必要箇所が発見に努め、町民の安全性と利便性の確保を図っている。また、専門職員の採用や職員 OB の採用などを今後も継続的に進め、適切な維持管理を実施する。

漁港及び海岸保全施設については、今後も適切な維持管理を行うとともに、防災・津波対策について検討を進める。

5 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 上水道及び簡易水道

本町の上水道は、町公営企業会計で運営しているもののほか、民間で2つの簡易水道と1つの専用水道がある。町の上水道事業は、昭和46年に峰簡易水道、河津町簡易水道、見高入谷簡易水道の3簡易水道事業を統合し、その後、平成12年に縄地簡易水道、逆川簡易水道の2簡易水道事業を統合した。平成20年に上地区簡易水道、泉奥原簡易水道、今井浜分譲地簡易水道を統合する給水区域拡張の変更許可を受け、現在に至る。令和元年度末では、給水人口6,382人、一日最大5,662 m³/日、普及率99.9%に達している。

しかし、給水人口減に伴い、給水収益が減少しており、老朽化した施設や管路の改修に必要な財源確保が課題である。

イ 一般廃棄物処理施設

町内のごみは、すべて東伊豆町と合同のエコクリーンセンター東河で処理されており、平成25年10月から20kg以上のごみの処理は、可燃ごみ、不燃ごみとも有料となった。平成29年度には焼却炉の耐用年数が近づいたため、3年間の改良工事を行い、施設の延命化を行った。今後も共同で稼働している東伊豆町とともに、施設の維持・管理について将来を見据えた検討を重ねる必要がある。

し尿、浄化槽汚泥は、東伊豆町と合同の東河環境センターで処理されている。昭和63年3月稼働から30年以上が経過し、施設の老朽化による修繕等が増えることが予想され、多額の経費の増加が懸念される。

ウ 合併浄化槽の設置推進

生活排水による公共用水域の水質汚染を防止することを目的に単独浄化槽から合併浄化槽への付け替えを推進するため補助金を交付している。合併浄化槽への付け替えは進まない状況がみられ、川への生活排水の流入が続いているため普及をさらに促進していく必要がある。

エ 消防、救急体制

消防体制は、常設の下田地区消防組合と10分団265人からなる消防団及び自主防消防隊により構成されている。消防機能を維持するため、定期的な消防車両、機材・設備の整備の更新が必要である。消防団員については、高齢化の影響により団員の確保が懸念される。

救急体制は、高齢化に伴う救急需要の拡大に対応し、救急医療機関との連携のもと、救急体制の充実が必要である。町内の伊豆今井浜病院は2次救急医療を担っており、緊急時の夜間対応も可能であるが、高度医療への

対応は難しい。高度医療が必要な患者は、他圏域への搬送が必要であり、時間短縮からも搬送に欠かせないドクターヘリの運航が重要であるが、常設ドクターヘリポートがないためヘリポートの確保が必要である。

オ 防災

本町は、海と山に囲まれた半島であるため災害発生時は、道路が寸断される恐れがあり、陸の孤島となる事が予想される。このことから、日頃より様々な自然災害への対策やあらゆる被害を想定した準備が求められる。また、大規模地震が起こった場合、本町の断水確率は100%と想定されるため、災害発生時の断水が起こった場合の対応や給水に関する情報を事前に町民と共有しておく必要がある。

(2) その対策

ア 上水道及び簡易水道

水道事業に求められる安全な飲料水の確保は、インフラの根幹をなすものである。このため、配水管等布設替えによる耐震性のある材質への変更や、配水池を含めた施設の耐震化工事を実施し、安全で安心な給水の確保を図る。

また、財政計画については、水道事業経営戦略に示す財政シミュレーション等を考慮し、料金改定を行う。

簡易水道については、施設の耐震診断や更新計画を作成し耐震補強に努める。

イ 一般廃棄物処理施設

環境保全の見地から、分別収集の強化を図るとともに、ごみの減量化及び資源のリサイクルを推進する。

また、多様化・増大化するごみの処理対策を合理的かつ的確に処理するため、静岡県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画に基づき、広域圏での処理対応について検討を進める。

し尿処理施設は、生活環境の保全のため、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するとともに、安全で清潔な施設管理に努め、運営経費の合理化を図る。また、し尿処理プラントの延命化を進めていく。

ウ 合併浄化槽の設置推進

単独浄化槽の減少を目的として、合併処理浄化槽の施設替えを促進するとともに、検査や維持・管理の周知徹底を図る。

エ 消防、救急体制

消防団の車両や装備、消防設備の充実を図るとともに、団員の資質向上と、常備消防との効率的な機能分担に努め、消防団員の能力の向上を図る。

また、消防団については、消防団員 0B による機能別消防団員の確保、

分団の再編成、女性消防団の導入等を行い、安定した団員の確保を図る。

救急体制については、救急搬送体制維持のため、消防署や医療機関との連携強化に努め、ドクターヘリポートの整備や維持管理、救急救命士等の資質充実に努めるとともに、救急車の適正利用の啓発に努める。

オ 防災

伊豆縦貫自動車道事業におけるトンネル掘削で発生する建設発生土を有効活用し、防災公園の整備を進めるとともに、災害時の拠点となる公共施設やライフライン施設などの耐震性の向上に努める。

また、大規模災害における広域緊急輸送・物資搬送及び孤立対策として、ヘリポートの整備を推進する。

津波による災害を抑えるため、ハード面における保全施設の整備を推進するとともに、ソフト面においても避難路の確保や避難行動の訓練等の充実に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	上水道老朽管更新事業	河津町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	エコクリーンセンター東河ごみ処理施設整備事業	一部事務組合	
	し尿処理施設	東河環境センターし尿処理施設整備事業	一部事務組合	
	(4) 火葬場	伊豆斎場長寿命化事業	一部事務組合	
	(5) 消防施設	消防団詰所整備事業 消防団車両整備購入事業	河津町 河津町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業	浄化槽設置整備事業 ごみ収集事業 エコクリーンセンター東河負担金 東河環境センターし尿処理施設負担金 伊豆斎場負担金 TOUKAI-O 総合支援事業	河津町 河津町 河津町 河津町 河津町 河津町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道は町民のライフラインを支える重要な施設であり、安定した供給が不可欠な施設であるため、日常の施設点等により、適宜修繕や改善などを行い、段階的に施設の更新を進める。

今後は、アセットマネジメントを踏まえた新たな水道ビジョン・経営戦略に基づき施設の更新等を進める。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア 子育て環境

本町の合計特殊出生率は、少子化を解消して、既存の人口を維持していくために必要とされる 2.07 には及ばないが、国・県の平均より高い水準で推移している。

現在の合計特殊出生率を維持・向上させていく必要があるとともに、子育て世代や若い世代の転入増加を促進していく必要がある。

イ 高齢者の保健・福祉

本町の人口は国勢調査によると、昭和 50 年以降は人口減少傾向にある。年齢別にみると年少人口（0～14 歳）をはじめ、生産年齢人口（15～64 歳）の減少が著しい。老年人口（65 歳以上）は、一貫して増加が続き平成 27 年の高齢化率は 39.8% で静岡県の高齢化率を大きく上回っている。

今後も総人口は減少傾向が続き、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査の人口に基づき、人口減少抑制の政策を全く取らなかった場合として公表した令和 12 年における総人口は 5,392 人と推計されており、高齢化率も 45% を超える見込みである。

ウ 児童保健・福祉

共働き家庭の増加、核家族化の進行、就業形態の多様化などにより子どもやその家庭を取り巻く環境が変化しているなか、子育て中の親の支援として、定期的な預かりだけでなく、時間外保育や一時預かり、病児・病後児保育等の一時的や緊急時の保育の充実が求められる。

また、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、相談事業などに取り組んでいるが、現在も増加傾向にあり、ひとり親家庭で養育される子どもの健全な育成支援や生活支援のための各種支援制度の普及・充実と経済的自立のため就業支援対策の充実が求められている。

エ 障害者（児）の自立・地域移行

障害のある人が安心して暮らし、地域社会の一員として自立できるよう、賀茂地区障害者計画及び賀茂地区障害福祉計画・賀茂地区障害児福祉計画に基づき、各種支援の充実を図り、必要に応じて適切な障害福祉サービスを実施している。

障害があっても、住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、地域住民が理解を示し、日頃から見守り、支援が必要な際は手を差し伸べる地域づくりが求められている。

(2) その対策

ア 子育て環境

子ども子育て支援施設を建設し、本町の子育て支援施策の中核施設として有効活用することで、世代間交流や地域ぐるみの実践活動等を展開し、安心して子どもを産み、育てる子育て基盤の充実を図る。

また、子育てに関する不安を解消し、安心して子育てを楽しむことができるよう、産前産後・育児休業制度等の普及、安心して参加しやすいパパママ学級や育児相談などの開催、各種情報提供の充実を図る。

イ 高齢者の保健・福祉

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・介護給付適正化計画に基づき、介護給付や予防給付の実施、制度やサービスの周知、要介護認定調査、苦情への適正な対応、サービスの質の向上など介護保険事業の適正な運営を図るとともに、十分な介護サービスを提供できるよう、介護人員の確保に努める。

ウ 児童保健・福祉

河津町子ども・子育て支援事業計画に基づき、広域での対応を含め、子ども・子育て支援制度における施策を推進する。ファミリーサポートセンターや放課後児童クラブの実施など地域の実情に応じて支援施策の展開を図る。

また、身体的・精神的虐待やネグレクト(育児放棄)等への対応のため、育児相談や子育てサロンの充実を推進する。

エ 障害者(児)の自立・地域移行

障害者(児)に対する理解を深めるため、ノーマライゼーション理念の普及に努めるとともに、地域行事・活動などにおいて、地域住民と障害者(児)とのふれあいや交流を促進する。

また、障害の早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、療育支援体制の充実を図り、障害の種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、障害者総合支援法及び児童福祉法による各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を充実するとともに、賀茂地区における事業者等と協力して社会資源の整備を促進する。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福祉施設	子ども子育て支援施設建設事業	河津町	
	(2) 認定こども園	認定こども園建設事業	河津町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康 包括センター	保健福祉センター長寿命化事業	河津町	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	児童福祉	こども子育て支援事業 こども医療費助成事業 放課後児童クラブ事業	河津町 河津町 河津町	
高齢者・障害者福 祉	介護保険事業 障害者総合支援事業 重度障害者医療費助成事業	河津町 河津町 河津町		
その他	不妊治療費助成事業	河津町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

町役場庁舎は平成 15 年、保健福祉センターは平成 9 年に建設されていることから、計画的に修繕を行い、適切な維持管理を行う。

また、保健・福祉施設として、介護保険における地域支援事業の拠点である高齢者いきいきセンターがあり、この施設は、旧双葉幼稚園を活用した施設であり、隣接する西小学校の敷地を通らなければならないことや、西小学校へのアクセス路が狭小であるなど、不便が生じているが、使用に併せて適宜修繕を実施し、維持管理に努める。

7 医療の確保

(1) 現状と問題点

本町の診療施設は、病院2か所、診療所4か所、歯科診療所5か所となっているが、高度・専門医療、特定診療科（産科、外科、眼科等）の医療等は十分ではなく、町外や県外に通院せざるを得ず、地元での整備が求められる。

2次救急医療に対応している伊豆今井浜病院の開院により、本町の救急医療体制は大幅に改善したが、万が一の事態に備えて、引き続き救急医療体制の充実に取り組み、有事に備える必要がある。

(2) その対策

関係市町と協力し、2次救急医療の充実を図るとともに医師不足の解消、救急救命士の養成等必要な人員の確保、救急医療の適切な利用の啓発、講習会等の開催による応急手当などの知識と技術の普及に努める。

また、地域に密着した診療所の確保に努め、訪問診療・看護等の充実を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療 の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 民間病院	公的病院等運営費補助事業	河津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、適切に実施する。

8 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育関連施設

本町には幼稚園が1園、小学校が3校、中学校が1校ある。児童・生徒数は減少を続け、複式学級が発生している小学校も存在する。今後もその傾向が続くことや「主体的・対話的で深い学び」の視点から、共に考え、学び、新しい発見や発想を生むために、3つの小学校を統合した新しい小学校を令和5年度に開校する予定である。この小学校は、河津中学校と連携した小中一貫教育を進めていくこととしている。

イ 社会教育施設

町立図書館として文化の家があり、生涯学習講座や読み聞かせ等の活動拠点として町民に利用されている。

また、各種スポーツを推進する施設として、B&G 海洋センター体育館や学校施設の夜間開放をすることにより、スポーツ協会等の各種団体が各種大会・行事などを実施しており、より多くの町民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の拡充を図り、町民の健康と体力づくりを推進している。

(2) その対策

ア 学校教育関連施設

令和5年度に小学校3校を統合し、統合後、新校舎の建設を行い、小中一貫教育を実施する。統合後の通学・学習支援・教育設備を整備し、保護者や児童が環境の変化に対応しやすい学校づくりに努める。

また、学習指導要領や河津町教育大綱に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点から「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視して授業の改善をしていく。今後のグローバル化、情報社会に即した英語教育や、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークによるGIGAスクール構想の推進など、時代の変化に対応した教育を推進する。

イ 社会教育施設

社会教育施設の計画的な維持管理を進めるほか、学校統合などにより生じた未利用教育施設を活用し、地域の新たな生涯学習の場とすることを検討する。

また、生涯スポーツを推進するため、地域スポーツクラブの育成や他市町とのスポーツ交流などを進めていく。さらに、世代を超えて多世代で交流できる活動の推進や施設整備を検討する。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育 の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	小中学校長寿命化事業 小学校統合事業 小学校施設改修事業	河津町 河津町 河津町	
	水泳プール	河津南小学校プール改修事業	河津町	
	(2) 幼稚園	幼稚園整備事業	河津町	
	(3) 集会施設、体 育施設等 図書館	河津町文化の家長寿命化事業	河津町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 生涯学習・スポー ツ	社会教育事業	河津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の学校教育施設は、耐震補強工事が終了し、耐震性は確保されている。今後は、修繕計画や定期点検における結果を踏まえた修繕・改善により、適切な維持管理を行う。また、幼稚園は、さくら幼稚園があり、新耐震基準で建設されていることから、計画的に修繕を行い、適切な維持管理を実施する。

その他施設として、教育委員会分室及び学校給食センターがあり、計画的な維持管理を実施する。

社会教育施設として、図書館機能を備えた文化の家があり、この施設も新しい施設であることから、適切に維持管理を行う。

スポーツ施設として、B&G 海洋センター（体育館）があります。この施設は築 30 年程度経過することから、改修工事を実施し、適切に維持管理を実施する。

9 集落の整備

(1) 現状と問題点

本町には、23 の行政区があり、地域防災や環境美化などの各種コミュニティ活動を、住民主体のもと、行政との連携を図りながら進めている。しかし、人口の減少や若者の流出、住民意識の多様化や行政区に加入しない住民の増加などにより、地域コミュニティ活動の衰退が懸念される。

しかし、有事の際には地域コミュニティが機能するよう、日頃よりその地区独自のコミュニティを確立・維持していくことが必要である。

また、交流拠点施設の設置により、ワーケーション等関係人口の創出を図り、今後、移住・交流希望者と地元住民との交流活動を行い、地域の魅力を伝えていくことで移住・定住の促進を図る。

(2) その対策

地域でのコミュニティ活動の活性化を図るため、その拠点となる地区集会所の整備に対する助成を行うとともに、地域住民が自ら行う地域環境づくり活動に対する支援を推進する。

また、都市住民と地元住民の交流の場を広げ、関係人口創出と移住・定住支援事業を推進する。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落 の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	地区集会所建設・改修補助事業 集落支援員事業 都市と農村交流事業	河津町 河津町 河津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

町民文化施設として、コミュニティセンターの他に、公民館や基幹集落センター、集会施設、婦人・若者等活動促進施設など合計 14 施設があり、これらの施設は地域の活動の拠点でもあることから、適切に維持管理を行う。

また、消防・防災施設には、保健福祉防災センター、コミュニティ防災センターやコミュニティ消防センターといったコミュニティ機能を備えた施設が多くあり、これらの施設は地域の活動拠点として位置付けもあることから、適切な維持管理を実施する。

10 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本町には、国の天然記念物をはじめとする 20 件の指定、登録文化財（有形・無形含む）が存在し、その分野は自然や建造物、工芸、芸能等と幅広いものとなっている。

また、町民に親しまれてきた行事や特産品を活かした食文化等も本町の大事な文化といえる。これらの歴史的、民俗的価値を再認識し、これからも守り続けていくことが求められる。

町民の文化意識は高く、趣味・文化活動も活発に行われ、河津町文化協会では、趣味の多様化により団体の加盟も増えており、毎年 11 月に開催される「町民文化祭」では、展示の部・舞台の部と多くの町民が参加しており、またその作品・発表を見学にくる町民が集まり、一大文化イベントとなっている。

(2) その対策

国・県指定となっている文化財を含め保存・活用に努めるとともに、適切な保存・管理方法等も検討する。

文化協会等の活動を支援するほか、世代間交流を促し、祭典等をはじめとした地域文化の継承をしていく。

また、郷土の歴史と諸事実を後世に伝えるため、町史編さんを行うなど、文化財に関する資料の整理と充実を図る。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域 文化の振 興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	河津町史編さん事業 有形・無形重要文化財等保護事業	河津町 河津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、適切に実施する。

11 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現状と問題点

本町では、豊かな自然環境を保護するとともに、地域資源を活かして地域活性化を図るため、各家庭による太陽光発電の助成や設置等、自然エネルギーの活用を推進している。

(2) その対策

地域の生活環境や自然景観との調和を図りながら、自然エネルギーの導入を推進し、クリーンな新エネルギーで支えられた地域づくりを促進していく。

特に、太陽光発電、風力発電や小水力発電に加えて、地域資源である温泉などの地熱資源を活用した地熱発電や森林資源を活用し、地域内の資源・エネルギーの循環サイクルの構築を図る木質バイオマス発電などの導入により地産地消のスマートタウンを目指し、CO2削減に努めていく。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生 可能エネ ルギーの 利用の促 進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 再生可能エネルギ ー利用	新エネルギー活用推進事業 太陽光発電システム設置補助事業	河津町 河津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、適切に実施する。

12 その他地域の継続的發展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

ア 多様な人材の活躍を推進する

少子高齢化社会が進行する中で、個々がそれぞれに得意分野を活かして活躍することが求められている。性別・国籍・障害の有無・年齢にとらわれることなく誰もが地域コミュニティの中に居場所と役割を見出し活躍できるまちづくりが求められている。

また、近年本町への移住者も増えてきており、誰もが不安なく地域コミュニティへ溶け込むことのできるサポート体制を整えることが必要である。

イ 新しい時代の流れを力にする

科学技術が進歩する中で、A I（人工知能）の分析力を用いることでスムーズな情報解析が可能になり、快適で質の高い生活の実現や町の活力になることが期待されている。Society5.0 を推進することで、持続可能な地域社会を実現する。

また、地域社会の課題を明確化するため河津版 SDGs を作成し、適宜見直しを図ることによって課題解決・地域活性につなげることが必要である。

(2) その対策

ア 多様な人材の活躍を推進する

オール河津による地方創生の推進として、町民一人ひとりが主役となり、本町の魅力を宣伝することのできるまちづくりを図る。このためには年齢を問わず、河津の地域資源に興味を持つことのできる取り組みを推進する。

また、誰もが活躍する町の推進ため、性別・国籍・障害・年齢にとらわれることなく、町民一人ひとりが活躍できるまちづくりを推進し、それぞれが個性を活かし、個々の能力を発揮することで町の活力向上を図っていく。

イ 新しい時代の流れを力にする

地域における Society5.0 の推進として、地域によって生じているサービスの格差解消や少子高齢化社会による課題の解決に向けて効果的に情報技術を用いることで、課題解決だけでなく本町の活性を図る。

また、持続可能なまちづくりでは、平成 27 年に国連で採択された国際社会共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）に、令和 12 年までに達成すべき 17 の目標が設定されており、この目標達成するために河津版 SDGs を作成し、課題解決を図る。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		ICT 教育推進事業 地方創生推進事業	河津町 河津町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

過疎地域持続的発展計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、適切に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業	空き家バンク推進事業 ふじのくにフロンティア推進エリア 事業 都市と農村交流事業 交流拠点施設推進事業 地域活性化事業 地域おこし協力隊事業 地域プロジェクトマネージャー制度 集落支援員制度	河津町 河津町 河津町 河津町 河津町 河津町 河津町 河津町	
2 産業の 振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業	伊勢海老放流事業 河津桜切り枝事業 食用バラ試験栽培事業 河津桜まつり運営事業 ふるさと納税返礼品事業	河津町 河津町 河津町 河津町 河津町	
4 交通施 設の整備、 交通手段の 確保	(9) 過疎地域持 続的発展特別事業 公共交通	公共交通確保対策事業	河津町	
5 生活環 境の整備	(7) 過疎地域持 続的発展特別事業	浄化槽設置整備事業 ごみ収集事業 エコクリーンセンター東河負担金 東河環境エンターし尿処理施設負担 金 伊豆斎場負担金 TOUKAI-O 総合支援事業	河津町 河津町 河津町 河津町 河津町 河津町	
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別事業	こども子育て支援事業 こども医療費助成事業 放課後児童クラブ事業 障害者総合支援事業 重度障害者医療費助成事業 介護保険事業 不妊治療費助成事業	河津町 河津町 河津町 河津町 河津町 河津町 河津町	
7 医療の 確保	(3) 過疎地域持 続的発展特別事業	公的病院等運営費補助事業	河津町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業	社会教育事業	河津町	
9 集落の 整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業	地区集会所建設補助事業 集落支援員事業 都市と農村交流事業	河津町 河津町 河津町	
10 地域文 化の振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業	河津町史編さん事業 有形・無形重要文化財等保護事業	河津町 河津町	
11 再生可 能エネルギ ーの利用の 促進	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業	新エネルギー活用推進事業 太陽光発電システム設置補助事業	河津町 河津町	
12 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項		ICT 教育推進事業 地方創生推進事業	河津町 河津町	